

# 綾瀬市教育委員会会議録

令和6年11月定例会

令和6年11月14日開議

綾瀬市教育委員会

## 出席委員

|   |   |   |       |     |     |
|---|---|---|-------|-----|-----|
| 教 | 育 | 長 | 袴田    | 毅   | 君   |
| 教 | 育 | 長 | 職務代理者 | 田中  | 恵吾君 |
| 委 |   | 員 | 亀ヶ谷   | 由美子 | 君   |
| 委 |   | 員 | 齊藤    | 隆訓  | 君   |
| 委 |   | 員 | 林     | 紀美子 | 君   |

## 事務局職員

|   |   |   |         |     |      |
|---|---|---|---------|-----|------|
| 教 | 育 | 部 | 長       | 長谷川 | 裕司君  |
| 参 | 事 | 兼 | 教育総務課長  | 大矢  | 博之君  |
| 参 | 事 | 兼 | 学校教育課長  | 堺   | 千津子君 |
| 学 | 校 | 給 | 食センター所長 | 比留川 | 晋一君  |
| 参 | 事 | 兼 | 教育指導課長  | 春木  | 純子君  |
| 参 | 事 | 兼 | 教育研究所長  | 渡邊  | 倫康君  |

## 書記

|               |    |    |
|---------------|----|----|
| 教育総務課総務担当主幹   | 奥田 | 壘斗 |
| 教育総務課総務担当主任主事 | 野尻 | 裕一 |

令和6年綾瀬市教育委員会会議11月定例会議事日程

令和6年11月14日（木）午後1時30分開議

|      |  |                |
|------|--|----------------|
| 日程第1 |  | 会議録署名委員の指名について |
|------|--|----------------|

議案

|      |        |                                                           |
|------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第2 | 第27号議案 | 臨時代理の承認について（令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算の専決処分に係る意見の申入れについて） |
| 日程第3 | 第28号議案 | 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて                |

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議１１月定例会を開会いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、亀ヶ谷委員を指名いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第２ 第２７号議案 臨時代理の承認について（令和６年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算の専決処分に係る意見の申入れについて）」及び「日程第３ 第２８号議案 令和６年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」は、綾瀬市議会１２月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第４号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本２件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第２７号議案及び第２８号議案は、非公開審議とすることに決しました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第２ 第２７号議案 臨時代理の承認について（令和６年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算の専決処分に係る意見の申入れについて）」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第27号議案 臨時代理の承認について（令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算の専決処分に係る意見の申入れについて）」、御説明いたします。

秘密会議案書の2ページを御覧ください。

提案理由につきましては、下段に記載のとおり、令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算の専決処分に係る綾瀬市長への申入れについて、緊急を要し、教育長がその事務を代理したので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本件につきましては、（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの早期設置及び開設に向け、市内早川城山にある貸店舗の活用を進めるに当たり、賃貸借契約の際に敷金、礼金及び手数料の経費が発生することから、予算の補正を行うものでございます。

好条件での貸店舗賃貸借のため、早期に契約を行う必要がありますが、市議会12月定例会における通常の補正予算では、他団体等が契約を結んでしまうなど、時期を逸してしまう可能性があり、緊急に財政措置を講ずる必要があることから、補正予算につきまして専決処分としたものであります。

3ページの「令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（教育委員会関係抜粋）」を御覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

賃貸借契約に係る諸経費として、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」として204万円を計上しております。

次に、4ページ・5ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」を御覧ください。

「（仮称）総合教育支援センター整備事業費」について、契約に係る手数料として、1か月分の賃料40万円に消費税を加えた44万円を「11節 役務費」に、契約時の経費として礼金2か月、敷金2か月の合計4か月分の賃料に当たる160万円を「13節 使用料及び賃借料」として、それぞれ計上するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

11月7日に行った専決処分に係る意見の申入れの写しでございます。

この申入れを受け、11月11日に綾瀬市長が専決処分し、地方自治法の規定により、市議会12月定例会において報告し、承認を求めることを予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第27号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

5ページの11節と13節について、これだけ見てもわかりづらいので、例えば家賃や敷金、礼金というような、分かりやすい書き方で補足があると、もう少し内訳が分かりやすくなると思いますので、またこのようなことがありましたらお願いします。

○教育長（袴田毅君）

はい。それでは意見として承ります。

他はよろしいでしょうか。

田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

補正予算について3点、要望になりますがよろしくお願いします。

新しくお借りする場所を2度ほど見てきまして、これからのリスク管理的な発想で必要と感じたのが、1つ目は周辺の交通量が非常に多い点。

今の場所だと綾瀬小学校の横で、割と安全性が確保されていると思いますが、新しい場所については、大通りですし、安全面について今後考えていく必要があると感じています。

それから2点目は機能面で、基本構想と今回の候補地を見ると縮小せざるを得ないのかなというところがあります。

以前から自分も言っていましたが、支援センターの機能で大事なことは、教育支援教室としての機能の移行もありますが、今までは保護者たちが、どこに具体的に相談に行けばいいのかということに関して、「それはあちらのほうに行ってください」とか、「それは6階のほうに行ってください」とか、相談する場所がなかなかわかりづらかった。

ところが、今回の支援センターの発想については、それを一か所に集めていくのだと思いますが、その機能面をどのようにするのか、今後考えていくと思いますが、ぜひ、今のたらい回しになるような相談体制は避けるようにした方がいいのではないかと思います。

それから3つ目は、これまでも自分も経験しておりますが、地域住民の理解と説明。これは非常に欠かせない問題だと思います。

ここで、補正予算を組んで取り組んでいくということは、かなり急ぎのケースだと思いますが、そういうところについても十分配慮して今後臨んでいかなければいけないので、金額だけの問題ではなくて、そういうところも確認をしておきたいと思います。

スモールスタートにすることについては、いろいろな状況を考えたときに、やむを得ないかなと思っていますので、自分が感じた3点の部分については、今後、ぜひ配慮していただければと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

総合教育支援センターの今後のことについての要望が3つ出ましたが、何か特に補足はありますか。

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

御意見ありがとうございます。

1点目の交通量に係る安全面、あと2点目の機能面について、いただいた御意見を踏まえながら、少しでもいい方向へ持っていけるように努めていきたいと思います。

3点目の地域住民の御理解というようなところでは、そちらについても、本当にそのとおりだと思いますので、慎重に、丁寧に努めてまいりたいと思います。

地域への説明について、現状を簡単にお伝えさせていただきますと、まず11月1日に、自治会長のお宅に部長が訪問いたしまして、総合教育支援センターの事業をローズクリニック跡地で実施する旨をお伝えし、御了承を得ているところでございます。

また、今回土地の関係で動いていただいている公共資産課長から、その地域の区長に電話連絡をして、そちらの御了解も得ているところでございます。

また、自治会の皆様につきましては、11月2日に自治会の役員会がございましたので、自治会長から総合教育支援センターの設置について概要を御説明していただいております。

その場では特に反対意見等はなかったと聞いておりますが、また改めて、来月の12月7日に、部長と私で、自治会を訪問させていただいて、改めて御説明していきたいと思っております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、他にございますか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

お願いになりますが、今回急に借りることになった件は、私にとっては突然降って湧いた話で、それまでの過程というのが多分あったと思います。

自治会の方にも説明済みとのお話がありましたが、総合教育支援センターは元々、すごく立派な建物にするという話を聞いていまして、そこから急に場所が変わって、既に借りるという話になっている。その説明をもう少し丁寧に教育委員にして欲しかったと思います。

建築費も上がっていますし、場所を決めるのに本当に大変な労力を割いているというのはわかっていますが、もう借りるというところであるからには、定例会には出せなくても、もう少し、

事前に流れなどを教えてもらえると良かったかなと思います。

ただ、今の建築費の高騰等を考えたら、小さく始めていくのは、私はよいのではないのかなと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

経緯を簡単に説明しますか。

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

御意見ありがとうございます。

本当におっしゃるとおりだと思いますが、今回ローズクリニック跡地というところで、好条件の立地を、早くに押さえないといけないというような関係もあり、急遽の決定というところになりました。

経緯を簡単に御説明させていただきますと、まず9月30日の最高経営会議において、候補地の選定及び決定を含めて、部局を横断した協力体制を作って、整備の迅速化を図ることとなりました。

この段階では特にまだ候補地は出ておりませんでした。

その後、公共資産課長が中心となって、土地の選定等を行っていきますが、10月18日に、センターの候補地の作業部会ということで、各関係の課長が集まり、そこで最初の議論をさせていただきました。

そこで、今回のローズクリニックというようなところが上がったわけなのですが、その段階で、とても良い立地なので、10月中に決めなければならないという前提で、複数の候補地から、ローズクリニックも含めた形で2か所に絞りました。

そして10月25日に事業調整会議及び最高経営会議において、市長、教育長、各部長、そして担当課として私と公共資産課長が参加いたしまして、最終的にローズクリニックの跡地というところで決まったという経緯がございました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

我々はそういう流れで来たのですが、教育委員のほうに上手く情報が伝わってなかったと。特に、元々基本構想に出ていた内容とかなり大きく違ったので、そういう御心配もあったかと思います。次回から十分注意して、情報共有に努めますので、意見・要望として受け止めておきます。

はい、他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第27号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

( 委員の挙手確認 )

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第28号議案 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第28号議案 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の8ページを御覧ください。

中段の提案理由ですが、令和6年度の教育委員会に係る補正予算を市議会12月定例会へ上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、綾瀬市長へ意見の申入れをいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により、提案するものでございます。

今回の補正予算の内容でございますが、大きく分けて2つございます。

1点目は、（仮称）総合教育支援センターの早期設置及び開設に向け、市内の貸店舗の活用を進めていくに当たり、礼金、敷金及び手数料につきまして、第27号議案で補正予算の専決処分に係る意見の申入れについて御審議いただきましたが、第28号議案では、3月分の賃料を2月末に、4月分を3月末までに支払う必要が生じますことから、賃借料につきまして補正を行うものでございます。

2点目は、年度当初に集中する契約に関する事務を平準化し、事務の負担軽減とともに、適正な事務執行に資するため、前年度の1月から3月までの期間に分散して翌年度に係る契約事務を進めることができるよう、一部の事業に債務負担行為を設定するものでございます。

9ページを御覧ください。

はじめに、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

「1 歳出」を御覧ください。

今回、補正いたしますのは、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」について、(仮称)総合教育支援センターの貸店舗の賃借に係る経費として80万円を増額させるものでございます。

10ページ・11ページを御覧ください。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございます。

「歳出」の表、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」、「5目 教育研究所費」、「13節 使用料及び賃借料」として80万円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

「第2表 債務負担行為補正」を御覧ください。

「1 追加」でございますが、記載の12事業につきましては、設備の保守点検業務など、新年度に入りましても滞ることなく、引き続き実施が必要となる業務委託につきまして、令和6年度中に契約締結できるよう契約事務を平準化することを目的に、単年度会計の例外である債務負担行為を設定するものでございます。

12ページ・13ページを御覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。

限度額は、それぞれの予算額で、令和7年度に支出するものとしております。

以上、教育委員会関係の補正予算についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長(袴田毅君)

それでは、第28号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員(齊藤隆訓君)

債務負担行為補正について、小学校水泳授業指導委託として2,000万円という金額が入っておりますが、令和7年度に関しては、何校で実施するのでしょうか。

また、水泳授業指導委託をやってみて、聞いている限りですと良い事業だと聞いておりますが、先生や子どもたちから何か反応があれば教えていただけるとありがたいです。

○教育長(袴田毅君)

教育総務課長。

○教育総務課長(大矢博之君)

水泳授業指導についてです。

今年度は綾北小学校と綾南小学校の2校で実施をしております。

来年度はこの2校に、北の台小学校を加えた3校で実施する予定としております。

それからアンケートの関係になります。

水泳授業の指導教室指導委託を行った学校の保護者や児童に対しましては、アンケートを実施いたしました。

主な意見としましては、児童からは、「水に潜れるようになった」、「泳ぐのがうまくなった」、「また行きたい」など、水泳授業が楽しかったという意見が多数ありました。

また保護者からは、「天候に左右されることなく授業ができること」、「水が苦手な子供が楽しそうに水泳授業の話をしていた」など、良い評価を得られております。

また学校からも、「民間施設での水泳授業を増やして欲しい」といった意見を聞いております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

2, 0 0 0 万ということは1校当たり大体7 0 0 万となりますが、大まかでも良いので、金額の内訳を教えていただけると助かります。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

来年度予算の2, 0 0 0 万の内訳となります。

綾北小学校は指導の部分で約3 5 2 万円、綾南小学校につきましては、バスの手配もございしますので合わせて8 6 4 万円。

北の台小学校につきましても、指導とバスを合わせて7 9 2 万円となっております。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

バス代が高いという理解でいいのでしょうか。綾北小学校は3 5 2 万、綾南小学校は8 6 4 万。差額というのは多分バス代だと思いますので。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

バス代の御質問につきましては、齊藤委員のおっしゃるとおりで、例えば綾南小学校につきましてはバス代で5 9 4 万円、北の台小学校では3 9 6 万円を見積もっております。以上でござい

ます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

小学校の水泳授業を委託されておりますが、小・中学校のプール清掃業務について、中学校でプール授業を実施していないところや、3校の小学校は、他の施設を活用してプールの授業を行っているということなので、使っていないプールの清掃業務をこのままずっと続けるのかをお聞きしたいです。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

プール清掃の業務委託についてでございますが、水泳授業を実施していない学校におきましても、悪臭対策や衛生対策として、プール清掃を実施しております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第28号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。

午後1時58分 閉会

綾瀬市教育委員会会議規則第42条の規定によりここに署名する。

綾瀬市教育委員会教育長

---

綾瀬市教育委員会委員

---